すべての人びとに平和に生きる権利を

９条地球憲章の会　創立８周年記念シンポジウム

（第 45 回公開研究会）

6 月 28 日㈯　午後 1 時半～4 時半
学習院大学　北 1 号館 308 番教室

日本国憲法前文・第９条と核兵器禁止条約をつなぎ、平和の思想・文化・教育の課題を深める

「９条地球憲章の会」は、日本国憲法の前文と第９条の非戦・非武装の理想に加え、非核の世界実現の理想を、内外の広範な市民と共有することをめざして、８年前に結成された。

４年前の「核兵器禁止条約」の発効と、昨年の被団協のノーベル平和賞受賞は、非核の世界実現にとって画期的なものだった。

それらに励まされ、「核も戦争もない世界」をめざす本会の思想と運動をも、さらに広げたい。人類史を見据えたその平和の思想を、さらに豊かにし、内外の市民、若者、子どもたちに広げ、共有したい。ロシア・イスラエル・アメリカによるウクライナ・パレスチナ・イランへの、それに逆行する悲惨な現実に抗して。

どうしたら、それらに抗う豊かな平和の思想を、内外の市民、若者、子どもたちと共有できるのかを、この記念シンポジウムで議論し、深め、共有したい。

シンポジスト

堀尾 輝久　氏（東京大学名誉教授　９条地球憲章の会代表）…… 2
河上 暁弘　氏（広島市立大学広島平和研究所教授）…… 7
児玉 洋介　氏（「東京都平和記念館（仮称）」建設をすすめる会」代表世話人・事務局長)… 11
鳥海 太佑　氏（慶應義塾大学総合政策学部　東京学生平和ゼミナール運営委員）…… 16
石川 康子　氏（市民　調布憲法広場世話人）…… 17
佐貫　浩　氏（法政大学名誉教授　平和・国際教育研究会会長）…… 19

日本国憲法と核兵器禁止条約をつなぎ、平和の思想を深める

核のタブー化と戦争のタブー化

堀尾 輝久

要 旨

核兵器の非人道性を、体験を通して訴えてきた被団協のノーベル平和賞受賞は世界の反核・平和運動をさらに発展させることを促し、励ますものである。

当面の運動の視点からみれば、核兵器禁止条約への参加を日本政府に、そして世界に拡げる活動が軸となることは明らかである。

同時に、被爆後に創られた平和憲法（前文・第９条）をもつ日本の平和思想・運動は核戦争はもとより戦争も戦力も放棄する運動への道を拓くことを求めている。

平和の思想を豊かにし根付かせる文化と教育を通して、地球平和憲章への道を拓こう。

核のタブー化と戦争のタブー化を！

Ⅰ　被団協のノーベル平和賞

1）ノーベル平和賞授賞式での被団協田中熙巳代表の受賞挨拶

被爆体験、非人道的兵器、抑止力批判、核兵器を無くし、戦争を無くそう！

2）ノーベル平和賞委員会フリードネス委員長

核のタブー（禁忌、禁止、追放）化　＜2025 年が被爆８０年　反核運動に世界で取りくむため、１年前倒しの受賞>　cf.タブー化の意味

3）わが事としてよろこび、運動に取り組む

田中さんは長崎で被曝、中１。B29 は小倉から長崎へ

堀尾 小倉在、中１。 a survivor in a sense

4）被曝の体験と経験（experience directly, experience nondirectly）

その時の日本人全部の経験、「唯一の戦争被爆国日本」しかしそれは同時に「人類の被曝経験」でもある。

Cf.ノエール・ベーカーのヒロシマ発言　原爆投下の責任論と受忍論

原爆裁判　原水爆禁止運動　許しと批判

5）被団協の願い　No more hibakusya, no more war　cf.田中代表挨拶

核のタブー化と戦争のタブー化

Ⅱ　核兵器廃絶の運動　世界と日本

1）世界核禁運動；国連第一回総会決議（1946）、ストックフォルム・アピール（1950）、ビキニ水爆実験（1954）、ラッセル・アインシュタイン声明〔1955〕、パグウォッシュ会議（1957）、

核拡散禁止条約（1968）国連総会平和の権利宣言採択（2016）核兵器禁止条約（2017）ICAN のノーベル平和賞（2017）締約国会議（79 ヵ国）への参加、ASEAN と非同盟・平和（バンドン会議 1955 AALA）

２）日本；報道規制（GHQ）、ビキニ水爆実験とマグロ漁船被曝（1954）、原水禁運動（1955）、原水禁世界大会（広島・長崎）の積み上げ、被団協発足（1956）、原爆裁判（1957-63）、湯川・朝永宣言「核抑止を超えて」（1975）、被団協のノーベル平和賞受賞（2024）　cf.軍縮と Disarmament

３）日本の護憲平和運動；原水禁運動、改憲反対・護憲、９条の会（2004）全国各地・総数約 7500 私たちにとって９条と反核はワンセット つなぐネットワークと論理を！

Ⅲ　改めて日本憲法前文・第９条の意義を考える

１）世界；戦争違法化運動・不戦条約・国連憲章；戦争認識の転回　必要悪・絶対悪

cf.デューイとジェーン・アダムズ、アインシュタインとフロイト

平和のためには、戦争に備えよではなく、平和にとりくめ　Si vis pacem para bellum—Si vis pacem para pacem　国連憲章の精神　戦争認識の転換

２）日本；原爆と敗戦・日本 310 万人、アジア 2000 万人を超える犠牲者；

加害と被害；厭戦と反戦、不戦の誓いとしての憲法；戦争責任、東京裁判と 1 億総懺悔、原爆裁判と責任・米国政府と日本政府、講和条約、受忍論　cf ヤスパースの戦争責任論、ワイツゼッカーの責任論（戦争を知らない世代の責任）,「死んだ男の残したものは」谷川・武満、

３）「憲法前文」

・我ら(主権者である日本国民)は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい。

・全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れて、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

・日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第九条；戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認

・国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

・陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

４）第九条（非戦・非武装）は押し付けられたのか

幣原喜重郎発意・マッカーサーの後押し；It will stand everlastingly as a monument to the foresight, the statesmanship and the wisdom of Prime Minister Shidehara.<MacArthur’s letter to Takayanagi Kenzo1958.12.5>（憲法調査会会長高柳賢三の質問へのマッカーサーの文書回答）

幣原の狂気/世界が必要とする狂気(幣原)「世界史の扉を開く狂人である。その歴史的使命を日本は果たすのだ」平野三郎聴き取り記録 1951、2、憲法調査会資料 1964, cf,堀尾『世界』論文

最後の帝国主義から平和国家の先頭へ　20 世紀最大のパラドックス（丸山真男 1964 論文）

Cf,コスタリカの憲法　ホセ・フィゲーレス（ドン・ペペ）の思想　ジェファソン　M.Eddy

Ⅳ 地球時代の視点からの平和に生きる権利（前文）と九条の意義

１）地球時代 Age of planet-earth としての現代；＜すべての人と人、人間と自然が絆で結ばれている感覚と認識が地球規模で共有されていく（いる）時代＞　1945 年以降　まだ入り口。
２つの世界の対立、テロと戦争　改めて憲法理念の現代的意義の確認　９条の会〔2004〕

２）日本の現状　集団的自衛権、新安保法制（2014-5）解釈改憲から条文改悪への危機；
安保法制違憲訴訟（原告）と９条地球憲章の会の発足（2017）
地球平和憲章（日本発モデル案 2021 英語、仏語、独語、露語、ウクライナ語、スペイン語、中国語、韓国語、アラビア語）；非戦・非武装・非核・非暴力・平和に生きる権利；平和の文化と教育、国連憲章と新たな国際法秩序を！
現在の戦争（ウクライナ、パレスチナ、イラン）；核抑止論の破綻と核の下での戦争
「力による平和」ではなく、対話と非核、非戦、非軍事同盟の平和外交を！

ASEAN と連携(TAC)、東アジアの平和を！９条、平和への権利（国連 2016）、核兵器禁止条約へ！

３）さらに平和の思想を深める；歴史と未来、地球環境と平和、感性と理性；文化と教育の課題；映画（「にんげんをかえせ」10 フィート運動）、映像（NHK 映像の世紀　戦争とトラウマ）音楽や美術，絵本、日常生活と平和　CF.ケーテ・コルビッツ；反戦だけでなく平和の思想を！
子どもの権利と未来世代の権利の視点の重要性（J.Y.クストー、I.カールソン）

＜持続可能な地球環境のもとで、すべての人間が尊厳をもって平和に生きる権利の実現を＞

＜参考文献＞

９条地球憲章の会編『**地球平和憲章　日本発モデル案**』花伝社 2021
堀尾輝久『**地球時代の平和への思想**』本の泉社 2023
堀尾輝久『**平和へのねがい　音楽の力**』私家本 2023
高柳賢三『**天皇・憲法第９条**』有紀書房 1963、アインシュタイン・フロイト『**ひとは何故戦争をするのか**』1932 浅見訳講談社学術文庫 2016、大久保賢一『**核兵器廃絶と憲法９条**』日本評論 2023、笠原十九司『**憲法９条論争　幣原喜重郎発案の証明**』平凡新書 2023
目良誠二郎・石井勉『**非暴力で平和をもとめる人たち**』絵本　大月書店 2003
河上暁弘『**日本国憲法第９条成立の思想的淵源の研究**』 専修大学出版局 2006
鉄筆編『**日本国憲法９条に込められた魂**』鉄筆文庫 2016（＝平野三郎の幣原聴き取り資料）
星川淳・川崎哲『**イマジン９**』絵本　合同出版 2007
トッド・パール、堀尾輝久訳『**ピースブック**』絵本　童心社 2007

＜補＞

ヒクメット　死んだ女の子（「とびらをたたくのはわたし」1950）
ヒクメット生誕 120 周年記念のナーズム・オラトリオ「被団協の受賞を記念して」演奏
(トルコのオーケストラ 100 分'24.10.30
https://www.youtube.com/watch?v=ynNiQkpIB_Y&t=1s

地球平和憲章の歌

この地球をみんなの故郷にしよう

堀尾輝久作詞・作曲、真形郊子編

この大宇宙の星くずのひとつ
だが　この地球は　うつくしい
なのになぜ　争いはやまず　戦いは終わらないのか

人類の夢は　戦争をなくすこと
武器もない　暴力もない　平和に生きる権利こそ
私たちの　ねがい

平和に生きるよろこび　自由に生きるたのしさ
世界は広く　その笑顔
みんな違って　みんないい
あなたが　そこにいるだけで
世界は　ずっと　すてきだよ

地球は青く輝いて　水と緑といのちのいずみ
この大地に立ちて　海と空をのぞむ
この地球を　みんなの故郷と呼ぼう
この地球を　みんなの故郷にしよう！

The Planet Earth is our Common Home

Teruhisa HORIO

One of the stardust in the vastness of the universe
The planet earth is beautiful and wonderful
But why not human being stop war and battle
The dream of humankind is to abolish war
No army , no violence, the right to live in peace
That is our heart's wish

How happy to live in peace
How great to live in freedom
The world is wide
Each smiling face is different and pretty
The world is joyful because of you

Planet-earth brighten in blue
Water, green, fountain of lives
Standing on the ground
Looking beyond the sky and the ocean
We feel the earth as our own home
We'll create the earth as our common home
（cf. Italian translation by Gio Pampanini）

【参考資料】（反核国際フォーラム 2/9 でのレジュメ）

Peace Movement in the United States During the Cold War
W.E.B.DuBois and Peace Information Center
「冷戦下のアメリカにおける平和運動」

中村 雅子

私は「冷戦下のアメリカにおける平和運動」ということで、特に、W. E. B. デュボイスが議長としてとりくんだピースインフォメーションセンターの活動に焦点をあててお話ししたいと思います。

１．W. E. B. DuBois は 1868 年から 1963 年という 95 年の長い生涯を、アメリカにおける黒人解放運動に捧げ、その過程でパンアフリカン運動（Pan-African Movement）や平和運動にも関わりました。反植民地主義 anti-colonialism、反帝国主義 anti-imperialism、の立場からアジア・アフリカの人々の解放と自立を追求したデュボイスにとって、すべての人々の生存の根幹として平和の問題は重要で、第三次世界大戦が起これば核戦争で人類が破滅するという危機感を持っていました。彼は歴史学と社会学の研究者でもあり、私は彼の教育思想を大学院の時から研究しています。

２．1940 年代末～1950 年代初頭にかけての冷戦下のアメリカにおいては、体制側の意に沿わないことはすべて「共産主義だ」とのレッテルを張られて弾圧されました。非米活動委員会（House Committee on Un-American Activities、HUAC）はその典型です。そして、その時期、平和を唱え、核兵器に反対すること自体が、弾圧の対象だったのです。

３．デュボイスは 1950 年 3 月 19 日にストックホルムでの平和擁護世界大会（World Congress of Partisans of Peace）で決議された、核軍縮と核戦争廃絶を求める「ストックホルムアピール」（The Stockholm Appeal）の署名を集める運動に、ピースインフォメーションセンター（Peace Information Center）という組織を作って取り組みます。ストックホルムでの会議に出席する予定だった三人の代表は GHQ の渡航許可が得られず、参加できませんでした。このアピールには世界から 4 億 8200 万人の署名が集まりましたが、このうち、日本からは約 640 万人、アメリカからは 250 万人の署名が寄せられました。

４．ピースインフォメーションセンターが活動したのは 1950 年 3 月から 10 月 12 日までの約 7 か月で、その目的は、その名の通り、アメリカ合衆国の人びとに平和に関する各国の運動の情報を伝えることでした。デュボイスは、アメリカではこの話題がほとんど報道されない状況にあったと述べています。事務局長 executive secretary として署名の集約を担当したアボット・サイモンは、音楽家としての教育を受け、第二次世界大戦に従軍し、戦後はマッカーサーのもとで士官 officer として働いた人です。彼がその間に広島を訪れて、その惨状を見ていたということも指摘しておきたいと思います。

ピースインフォメーションセンターではストックホルムアピールを 48,500 部印刷配布し、何十

万ものステッカーa hundred thousands of stickers、数千部のパンフレットも thousands of pamphlets 作成しました。それは子ども、黒人、ユダヤ人、カトリック教徒、スペイン語やイタリア語を話すマイノリティーを特に意識して作成したものだとデュボイスは述べています。

冷戦下のアメリカにおいて、平和に向けての世界の運動の情報が伝わらない状況だったことはすでに述べましたが、ピースインフォメーションセンターの活動についてのアメリカの報道は、まずは無視、そして、運動が広がると批判的に報道されるようになります。ロスアンゼルスでは「署名を集めに来たら、住所と名前を聞いて FBI に通報しよう」という記事が掲載されます。これは国務省の意向に沿ったものですが、最後にこの運動は国務省から直接、弾圧されることになります。

５. 1950 年７月 12 日に、国務長官のディーン・アチソン Dean Acheson, the United States Secretary of State はピースインフォメーションセンターの活動について、ソ連の偽りの「平和攻勢」プロパガンダの策略だ a propaganda trick in the spurious "peace offensive" of the Soviet Union. と述べ、それが翌日のニューヨークタイムズで報道されます。そして、1951 年の２月９日に、デュボイスをはじめ５人のピースインフォメーションセンターのメンバーが、「外国のエージェント」Foreign Agent としての登録をしなかったことで起訴されます。indicted for failing to register as a foreign agent

デュボイスは起訴の一部を認めて妥協する道を選ばず、１１月８日から 20 日に行われた裁判で無罪 acquittal となりました。国務省はデュボイスの思想や活動を共産主義であると主張しましたが、ピースインフォメーションセンターが外国のエージェントであるという証拠を出せなかったのです。「思想をさばくことはできない」として、あくまでも「証拠」の提出を求めた裁判長は冷戦下にあっても司法の独立を追求した人であったと言えます。「善良な市民」を平和運動に近づけまいとする目論見は最後には打ち砕かれましたが、その過程でアメリカの平和運動が被った打撃は大きかったはずです。国家間、そして、国内のイデオロギーの対立が平和運動を妨げるのはアメリカだけの話ではありません。その総括も踏まえて、市民による核兵器廃絶のとりくみを大きくしていくことが求められていると思います。

核兵器の廃絶・戦争廃絶と憲法９条

― ヒロシマの視点から ―

河上 暁弘

１.「核戦争前夜」の世界と核タブー

・ロシア（プーチン政権）のウクライナへの軍事侵攻と核兵器使用を示唆し恫喝

「ロシアは世界で最も強力な核兵器保有国の一つ」「我が国を攻撃すれば、壊滅し、悲惨な結果にな

ることに疑いない」（プーチン大統領 2022 年 2 月 24 日）
・2023 年 11 月イスラエルのエリヤフ大臣　（パレスチナ自治区ガザ地区へ軍事侵攻時）
「ガザ地区への原爆投下も一つの選択肢」と発言
→ さらに　2024 年 3 月 米国のティム・ウォルバーク下院議員
ガザ地区での戦闘について「長崎や広島のようにすべきだ。早く終わらせる」と発言
その後「イスラエルが可能な限り早く戦争に勝つ必要性を伝えるためにその比喩を使った」
「早く戦争が終われば、罪のない人々が戦火に巻き込まれずに済む」と釈明
・（他方で）核兵器禁止条約の発効（2021 年）日本被団協のノーベル平和賞 受賞（2024 年）
① 核兵器の非人道性　② 「核タブー」（核兵器不使用規範）　被爆者の存在と影響

2．ノーベル平和賞授賞式 日本被団協・田中熙巳演説（2024 年 12 月 10 日）

・1956 年 8 月「原水爆被害者団体協議会」（日本被団協）結成
① 日本政府の「戦争の被害は国民が受忍しなければならない」（戦争受任論）に抗い
原爆被害は戦争を開始し遂行した国（日本政府）によって償われるべき（国家補償）
② 核兵器は極めて非人道的な殺戮兵器でありすみやかに廃絶しなければならない
（核兵器廃絶）
・この運動は「核のタブー」の形成に大きな役割を果たした
・しかし 1 万 2000 発の核弾頭が存在し、4000 発近くの核弾頭が即座に発射可能に配備
・ウクライナ戦争でのロシアによる核の威嚇やイスラエルへのガザ地区攻撃と核使用論。
市民の犠牲に加えて「核のタブー」が壊されようとしていることに限りない悔しさと憤り
・「人類が核兵器で自滅することのないように！！そして、核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張りましょう！！」
→ ここで注目したいのが、「核兵器も戦争もない世界」という形で、
核兵器の廃絶　と並んで　戦争の廃絶　を訴えた点である。

3.ラッセル・アインシュタイン宣言における核兵器廃絶と戦争廃絶

ラッセル・アインシュタイン宣言（1955 年）
核兵器の禁止・廃絶 と 戦争の放棄・廃絶 を主張
① 核戦争は人類を絶滅させてしまう（都市の破壊 のみならず 放射性粒子の影響も）
② 核兵器の禁止は重要（米ソの緊張緩和等につながるから）
ただし、最終的な解決に結びつくものではなくあくまでも最初の一歩として歓迎
③ 国家主権の制限も伴う戦争の廃絶(abolish war)が困難だからといって
核兵器（近代兵器）が禁止されれば戦争を廃絶しなくてもかまわないというのは幻想
④ なぜなら たとえ平時に核兵器（水爆）を放棄し使用しないという合意があっても
戦争が勃発するやいなや 双方ともに核兵器（水爆）の製造にとりかかるから
⑤ 戦争の放棄 (renounce war) か 人類の滅亡 か という二者選択が迫られている
⑥ 戦争（世界戦争）ではなく あらゆる紛争・問題の平和的手段による解決を求める
「あなたが人間であること、それだけを心に留めて、他のことは忘れてください。」

→ 核兵器の禁止・廃絶 と 戦争の放棄・廃絶 の双方が重要

４.核兵器の廃絶と戦争の廃絶

核兵器の非人道性…戦争の勝利（軍事的必要）を超えた不必要で残虐な被害

① 無差別性　：軍事目標以外への攻撃

② 残虐性　　：とくに戦争終結後の被害（染色体・遺伝子への甚大な被害）　など

→　国際人道法（その基本原則）に（一般的に）反するとの見解も

（国際司法裁判所勧告的意見（1996 年）など）

核兵器廃絶に資する法的枠組みとして（核兵器不拡散条約と）核兵器禁止条約もすでにある

「人道アプローチ」による核兵器の禁止・廃絶論

NPT 体制における核兵器国による核軍縮交渉が進まないので別のアプローチも必要

「人道アプローチ」は、核兵器の問題を抑止論などの安全保障の問題とはいったん切り離して、生物・化学兵器などと同様に、特定の兵器の非人道性を強調することにより、その兵器の使用の禁止と廃絶への道筋をつけようとするアプローチである（2010 年 4 月の赤十字国際委員会総裁声明、2011 年 5 月の核不拡散条約[NPT]再検討会議最終文書、2012 年 5 月の核兵器の非人道性に関する共同声明、2014 年 12 月の核兵器の人道上の影響に関する国際会議の採択文書「人道の誓約」等)。

・核兵器の禁止・廃絶は優先的課題であり 国際法（国際人道法）上の根拠もある

（核兵器の特殊性・非人道性）

核兵器の違法化（法的禁止）や 廃絶 を（戦力保持の違法化・廃絶に）先行させることも必要かつ有効（核兵器さえ禁止・廃絶できない状況では あらゆる戦力保持の禁止・廃絶の実現など絵に描いた餅だから)。しかし　戦争を認めて存続させる限り 核兵器は（なくしても）復活するので核兵器をなくそうとするならば 戦争もなくさなければならない

（ラッセル・アインシュタイン宣言の趣旨）

５．戦争の廃絶 と 戦争の違法化

（１）「戦争非合法化」論の内容と影響

戦争の一般的な違法化　不戦条約（1928 年)、国連憲章（1945 年）など

戦争制度の違法化（「戦争非合法化(outlawry of war)」）

戦争制度の廃絶構想（1920 年代米国の思想と運動）　違法化し廃絶する

第一次世界大戦の不条理さ：戦争の惨禍とウィルソン大統領の「戦争をなくすための戦争」論や集団的安全論（戦争を前提とする体制）への不信

レヴィンソン（Salmon Levinson ,シカゴの弁護士、提唱者・運動の指導者）

デューイ　（John Dewey,哲学者、理論構築・思想的代弁者）

その他、ボーラー上院議員、ノックス国務長官、モリソン（The Outlawry of War (1927))、アレン判事、ブラウン判事、ロビンズ大佐など

レヴィンソン「戦争の法的地位(The Legal Status of War)」（New Republic 1918.3.9）

戦争非合法化アメリカ委員会設立とパンフレット『戦争の非合法化』（1921 年）

発行 100 万部以上、200 万人にも及ぶ請願署名＝米国史上最大の平和運動

① あらゆる戦争の非合法化・廃絶（侵略・自衛・制裁の区別を問わず違法化）

② それに伴う国際法の改革と法典化

③ あらゆる国際紛争についての義務的裁判管轄権（affirmative jurisdiction）を有する国際司法裁判所の創設（判決への不服従国への武力制裁の否定）

④ 戦争首謀者や扇動者に対する各国国内法による処罰

なお、とくにジョン・デューイにおいて特徴的なことだが、その実験主義的プラグマティズムの立場から、理論は絶えず実践・行動を通して現実の中で検証されなければならないとし、理論の完全性を抽象的・自己完結的に追求するよりも、結果として相対的に有意義な効果が得られそうなことはまずは実践してみるべきであり、問題があればその都度フィードバックして再検討すべきことを提唱する。また、過去の事例等に照らして、「戦争は決してなくならないだろう」とそれをなくす努力もしないうちからあきらめ、現状追従に堕すような「経験主義」的な思考・態度をとらず、「なくすにはどうすべきか」という思考をとる。また、平和を創造するために行動する主体としての人間の育成のため、教育の役割も重視。

＜制度の廃絶と違法化＞

紛争の「最終的」解決は、武力か法しかない

武力による紛争解決　から　法と裁判による紛争解決へ

	＜武力＞		＜法＞
国内	決闘・自力救済	→	法と裁判
国際	戦争	→	国際法と国際裁判所

彼らは、紛争（もめごと）が話し合いでも解決のつかない場合の「最終的」な解決法は、２つしかなくそれは、「武力」によるか、「法」によるか、いずれかしかないと考えた。国内紛争を武力で解決する制度として、「決闘」があげられるが、この「制度」を廃絶するのに人類が用いた方法は、それを制限・ルール化するのではなく、その制度を全面的に違法化し、またそれに替えて「法と裁判」で解決するということであった。その結果、決闘はほぼ絶滅した。この思考法を国際社会に当てはめるならば、武力による紛争解決法である戦争を廃絶するには、それを違法化（非合法化）し、またあらゆる国際紛争を法と裁判（国際法と国際裁判所）によって解決する制度を完備することが必要と考えたのである。

戦争は「制度（institution）」であり、それを廃絶するには、そこから法的な正統性を剝奪すること、すなわち完全に違法化した上で、代替の仕組み（法と裁判による紛争解決制度）を国際的に整えることが必要と主張した。

６．「戦争非合法化」論と憲法９条　―ヒロシマ・ナガサキを経た徹底化

日本国憲法第９条の思想的淵源として（２つの思想継承ルート）

① 憲法第９条に極めて大きな影響を与えた「不戦条約」の直接の背景思想として

② 憲法９条の起草当事者（幣原喜重郎やマッカーサー）に影響を与えた平和思想として

さらに「核時代」における戦争と戦力保持の違法化（日本国憲法）：戦力不保持まで徹底化
「戦争非合法化」思想が（人類最悪の悲劇である）「核のホロコースト」を契機に憲法 9 条に結実した（大久保賢一『「原爆裁判」を現代に活かす』日本評論社、2024 年、162 頁）

憲法９条成立の背景にある「ヒロシマ・ナガサキ」「核時代」

人類を滅亡させかねない核兵器の登場（核時代）

国際連合憲章（署名 1945 年 6 月 26 日 ）と　憲法９条 の 時代性（相違）

① 核兵器の出現

②「正義の戦争」というものへの徹底的な懐疑 （樋口陽一、愛敬浩二）

- 戦争の手段性の喪失と現代戦争（核戦争）の「絶対悪」性
- 戦争・軍事力で国民の安全と生存を保障することの 非現実性

ヒロシマ・ナガサキの被爆者たちの思いと訴え

「＜原爆地獄＞がもたらす＜心の傷＞にさいなまれ、＜体の傷＞と＜不安＞に苦しみおびえながら、語る苦痛をのりこえて、＜原爆・核兵器の反人間性＞を世界の人びとにつたえ、核兵器の廃絶と戦争のない社会の実現をうったえつづけてきた被爆者の営み」（濱谷正晴『原爆体験』岩波書店、2005 年、258 頁）

被爆者たちは、「リメンバー ヒロシマ・ナガサキ」（米国への報復）ではなく「ノーモア ヒロシマ・ナガサキ」を訴え、米国人を含めて「こんな思いは他の誰にもさせてはならない（No one else should ever suffer as we have）」との信念から、被爆の実相を語り継ぎ、核兵器廃絶や世界戦争阻止・恒久世界平和の実現を訴え続けてきた。

これは、「復讐の連鎖」をあえて自ら断ち切ろうとするものであり、また、軍拡や核兵器の保持によって自国の安全を求める発想（力による平和）ではなく、核兵器、さらには戦争それ自体をいかに世界からなくしていくかという発想に立脚するものである。

東京大空襲の記憶継承と「東京都平和記念館〔仮称）の系譜

平和の実現のための、行政府の役割と責任を求め続けて

児玉 洋介

「東京都平和記念館（仮称）」建設をすすめる会　代表世話人／事務局長

1. 戦後 80 年、平和国家への政治的の到達点

沖縄、広島、長崎そして 8 月 15 日

戦争犠牲者を追悼し、平和への誓いを新たにする祈念行事

- 沖縄全戦没者追悼式（6 月 23 日 慰霊の日）　　主催：沖縄県及び沖縄県議会
  - 目的「沖縄戦における全ての戦没者の冥福を祈り、世界の恒久平和を願う」

- 広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式（8 月 6 日）　　主催：広島市
  - 「原爆死没者の霊を慰め、あわせて世界の恒久平和の実現を祈る」「核兵器の廃絶と世界恒久平和の確立を訴え続ける」
- 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典（8 月 9 日）　主催：長崎市
  - 長崎市「原爆犠牲者の霊を慰め、あわせて世界の恒久平和を祈る」
  - 長崎市長による平和宣言「核兵器廃絶と世界恒久平和の確立を訴え続けている」
- 全国戦没者追悼式（8 月 15 日「戦没者を追悼し平和を祈念する日」）主催：日本政府
  - 「先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため」「先の大戦の全戦没者に対し、国を挙げて追悼の誠をささげるため」
  - 追悼の対象 旧日本軍の軍人・軍属約 230 万人、空襲や原爆投下などで死亡した一般市民約 80 万人を合わせた、日本人戦没者約 310 万人

「戦争犠牲者を追悼し、平和を祈念する」日本の政治的到達点

政府式典との差異　　追悼対象　日本人戦没者「全体」と　すべての戦争犠牲者「個人」

世界平和・核廃絶を世界に発信　　恒常的発信の場（祈念館）

2. 東京大空襲をはじめとする東京の空襲、大規模な慰霊追悼行事が行われていない

都慰霊協会主催の法要（都慰霊堂）と都庁での式典のみ（招待参加）

東京大空襲　　2 時間半で 10 万人もの命が焼かれた史上最大の空襲

東京の空襲被害　区部だけでも死者 10.5 万人以上、被災者 100 万人以上

3. 犠牲者に対する慰霊追悼行為自体を、政治が妨害し、事実を住民の目から遠ざけてきた歴史

- 戦時下：軍の統制のもと、遺体は身元の確認もないまま公園などに巨大な穴を掘って「仮埋葬」され、空襲被害の報道も統制。事実は体験者の記憶の中だけに。
- アメリカ占領下：東京空襲の慰霊追悼が再び統制され、「戦後」がはじまる
- 遺体は戦後、1948 年から発掘。多くが身元不明のまま、関東大震災の犠牲者慰霊堂に、「仮安置」「合葬」
  - 1951「震災記念堂」→「東京都慰霊堂」に改称
  - 犠牲者個人の所在が消えた。（犠牲者個々人と向き合わない行政に）

4. 国家として、戦争犠牲者補償を閉ざす

- 1951 年: サンフランシスコ講和条約、国および個人の対米賠償請求権を放棄、
- 1952 年: 戦傷病者戦没者遺族等援護法の成立、民間戦災者を戦後補償の対象から除外
- 1956 年「日本原水爆被害者団体協議会」（日本被団協）結成。原爆被害者への国家補償と核兵器の廃絶を求める
  - 1957 年: 「原子爆弾被爆者医療支援法」
  - 1968 年: 「原子爆弾被爆者特別措置法」（生活安定支援）
  - 1995 年: 「原爆被爆者援護法」（二法を統合、被爆者の健康管理と生活支援を包

括的に。国家補償の要求には応じない。）

- 行政と司法が拡大してきた「戦争被害受任論」
  - 「戦争被害受任論」とは：「戦争犠牲、戦争損害は、国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであって、これに対する補償は憲法の全く予想しないところ」
  - 在外財産問題審議会答申
  - 1968 在外財産訴訟の最高裁判所大法廷判例
  - 1980 年「原爆被爆者対策基本問題懇談会」受任論を被爆者に拡大
  - 1984 年総理府総務庁「戦後処理問題懇談会」　　民間被害者　補償のみならず救済措置も国の法律上の義務ではない。
  - 1987 年名古屋空襲訴訟最高裁　民間空襲被害者の救済を拒否（社会保障で対応すべき）

5. 戦争被害の実相を明らかにし、犠牲者を追悼し、平和を希求する都民のとりくみ

- 行政府が、対米従属と被害者救済拒否の立場から一貫して消極的ななかでも、1970 年代頃からの市民運動の発展で東京空襲の掘り起こしがすすむ
  - 「東京大空襲を記録する会」（1970 年　早乙女勝元）
    - 『東京大空襲戦災誌』（全 5 巻）発行に都が支援・助成（美濃部知事）1973 年
  - 平和教育の進展
    - 1982 年全国教研集会に平和教育分科会、1983 年第 1 回平和教育シンポジウム
    - 平和教育旬間（3/1-3/10）、戦争体験の聞き取り、「ゾウ列車」などの教材、
  - 非核都市宣言運動
  - 「平和のための戦争展」のとりくみと「平和博物館」のひろがり
- 1990 年 7 月**「東京都平和の日条例」**が成立・施行
  - 3 月 10 日を「東京都平和の日」と定める
    - 条文には東京大空襲の文字はない。「多数の都民が犠牲となった第二次世界大戦の悲惨」というあいまいさも含む
  - 1991 年 10 月：「平和の日記念行事企画検討委員会」が設立
    - 委員会は、東京大空襲の犠牲者を慰霊し平和の大切さを内外に訴える「モニュメンタルな平和記念館のような施設」の建設を知事に提言
  - 1993 年 6 月：「**東京都平和記念館基本構想懇談会**」から知事に報告書
    - アジア諸国への「加害」や核兵器問題、地域紛争、環境問題なども位置付けた、総合的な内容を持つ「平和祈念館」構想
    - 記念館の 4 つの「基本的な性格」（議会の主要会派全てが参加し決定）
      - **東京空襲の犠牲者を悼み、都民の戦争体験を継承すること**
      - **平和を学び、考えること**

- 21 世紀に向けた東京の平和のシンボルとすること
- 平和に関する情報のセンターとすること

➢ 1994 年 5 月: 『東京都平和祈念館（仮称）基本計画』提示

- 1995 年 3 月 10 日: 東京空襲 50 周年の「平和の日記念式典」で「東京都民平和アピール」採択（東京都の平和行政の到達点）

6. 「平和祈念館」建設の「凍結」と新たな運動の展開

- 1996 年 5 月「東京都平和祈念館（仮称）建設委員会」設立（青島知事）
- 1996 年 12 月: 「新しい歴史教科書をつくる会」設立、平和博物館批判を展開
- 1998 年 3 月: 都議会平和祈念館建設は「議会の同意を得て実施」との付帯決議が成立し、事実上「凍結」。 犠牲者の追悼と平和の発信への都民の願いは、三度目の妨害に直面
- 1998 年: 「東京空襲犠牲者氏名の記録を求める会」設立　犠牲者名簿の作成を都に求める
- 1999 年 6 月: 東京都、犠牲者名簿の作成に着手
- 1999 年 7 月: 都が保管していた「東京空襲を記録する会」の大量の資料を一方的に返還
- 2000 年 3 月: 「東京空襲を記録する会」が、返還された資料を活用するため、民立民営による「平和のための戦争・戦災資料センター」設立募金を呼びかけ
- 2000 年 12 月 11 日: 「東京都平和祈念館（仮称）建設をすすめる会」発足
- 2001 年 3 月: 横網町公園にモニュメント建設
- 2001 年 3 月: 氏名記録運動の成果を受け継ぎ、東京空襲犠牲者遺族会設立
- 2001 年 6 月 5 日: 東京空襲犠牲者遺族会、軍需工場・基地にいた「外国人の犠牲者」についても調査・記録を都に要望
- 2002 年 3 月: 江東区北砂に「東京大空襲・戦災資料センター」が設立
- 2005 年 8 月: 東京空襲遺族会、国家補償裁判の提訴方針決定　2007 年提訴
- 2009 年 12 月 14 日: 東京地裁「東京大空襲訴訟」判決。請求棄却だが、被害者の心情を理解し、国家の道義的責務の可能性や、東京空襲が国際法違反である手掛かりを認める判断。
- 2010 年度: 名古屋市「民間戦災傷害者に対する名古屋市の援護見舞金」を開始
- 2012 年 4 月 25 日: 東京高裁「東京大空襲訴訟」判決。地裁判決を引用し、被害者の心情を理解し、国会が解決すべき問題であること、更に国家の道義的責務を認めた
- 2016 年 11 月 17 日: 長期間開催されていなかった「東京都平和の日記念行事企画検討委員会」の会議が再開
- 2021 年 11 月 29 日: 「東京都平和祈念館（仮称）建設をすすめる会」が都議会に「東京都平和祈念館（仮称）」の建設を求める陳情書を提出し、初めて継続審査
- 2022 年 5 月 24 日: 東京都が都民から提供され保管している東京空襲関係資料のデ

ジタル化、公開・活用化の方針を表明

- 2023 年 3 月 20 日：小池都知事が都議会で、「戦争の記憶を風化させずに次世代に語り継ぎ、平和の大切さを伝えていくことの重要性」を発言
- 2023 年度都議会第 1 回定例会最終日：共産党、立憲民主党など都議会 5 会派「東京都平和祈念館（仮称）の建設推進を求める都議会会派共同声明」を発表
- 2025 年１月、山田洋次さんら各界８名による東京空襲８０年の緊急アピール
  - アピールへの賛同署名運動を８月まで
- 2025 年６月　都議会議員選挙　全立候補会派に平和のための政策アンケート
  - 全会派が、「都平和の日条例」「都民平和アピール」を肯定
  - 全会派が、平和の日記念行事（式典、展示会）をさらに発展させる立場に。
  - 「平和祈念館建設」　「必要ない」は０，「付帯決議前提」は自民のみ。

7.　戦争体験の継承と平和を担う行政府をつくることの意味（まとめに代えて）

一人ひとりの人生と人権が国家の起こした戦争によって一方的に奪われた
奪われた人権はかけがえのないもの。(名誉や英霊に置き換えられない)
「戦争は最大の人権侵害」が戦後の国際人権条約の基調
国家はその一人ひとりに差別なく謝罪し、追悼し、賠償しなければならない。
戦闘員と非戦闘員を区別せず、国籍に関係なく戦争被害者を平等に補償する制度
（独、仏など、民間人を含む包括的な補償制度、核兵器禁止条約にも被害者補償規定）
政府の行為によって戦争を起こすことは、すべての国民の人権に対する責任を伴う
靖国史観や歴史修正主義は、この「一人ひとりの人権」を、それを「上回る価値」の虚構によって貶め、国家の責任を免れようとするイデオロギー
政府の人権に対する責任は戦争相手国の国民に対しても免れない
　　戦争の勝ち負けとは無関係に生ずる責任（軍隊間の正当防衛権とは別）
　　国家が相手国に請求権を放棄した場合にも、自国政府は責務を果たさねばならない
この責任と政府の果たすべき義務に時効はない
侵略に対する防衛の戦争であっても、国民に対する責任からは免れない
だからこそ、あらゆる手段を駆使して、相手に侵略戦争を起こさせない状況をつくることが政府に課せられた責務となる
この合意を、国際間の合意にすることが、戦争を起こさせない国際社会づくり
（９条の精神を世界に広げることの意味）

私が高校生平和ゼミナールで得た学びと現在

鳥海 太佑

（0）自己紹介

・慶應義塾大学総合政策学部３年生。大学での学びは、①大学キャンパスのサステナビリティをどのように向上させていくか研究している。特に、大学のカーボンニュートラルを達成するための方策を考えている。②国家行政政策（特に労働者派遣法）について、「派遣」という枠組みが拡大した時の事務方担当者の話を聞き、政策ケースを作る、ということをしている。
・東京学生平和ゼミナール事務局長。昨年度より事務局長になり、広島学生ツアーを代表した。現在も継続して活動中。
・出身高校は法政大学の付属高校。入試の無い内部進学の環境で楽しく、なめくじのようにボーッとした高校生活であった。慶應大学に入学した理由は、順位で決められず、自分を見て合格が決まる AO 入試が自分にあっていると感じたから。

（1）高校生平和ゼミナールとの出会い

・中学３年生での広島･長崎修学旅行。当時から近代史が好きで、戦中、戦後には興味があった。修学旅行にて現場で学び、何ができるのかモヤモヤしている感覚。
・高校２年生秋、東京学生平和ゼミナールと出会う。きっかけは高校の先生からの誘い。今思うと、この誘いを断っているか否かで人生が変わっているなと感じた。

（2）東京高校生平和ゼミナールでの学び・経験

・大きい経験は、高校３年生８月の１万３千筆の「日本政府に核兵器禁止条約批准を求める署名活動」を外務省に提出したこと。自分が持った意見をここまで形にすることができるのか、というあまり実感の湧いていない気持ち。
・私の知らない分野や学校ではなかなか光の当たらない内容をゆっくり学べる環境が良いと感じた。例えば、原発事故の話や被爆者の話、今の日本政府の話など。
・知らないことを素直に「知らない」と言い合える場。とことん学べる場。さらに、考え、行動する意義を見つけながら活動できる場。以上の経験の新鮮さに驚きを得た。

（3）現在－東京学生平和ゼミナールを運営して

・高校生時代に得た、「学び、考え、行動すること」の一連の活動ができる場を重視して活動している。
・学生間での平和学習活動の意義
① 大前提として、貴重な平和学習機会でること。
　→そもそも平和学習じたいが少ない世代

→平和学習の機会の提供だけでも貴重なこと
→平和は全ての社会問題の根幹にある
② 専門領域を持った学生によるかけ合わせ
→私は総合政策学部の視点から、中には法学・政治学・商学などの視点から
→また、それぞれの経験などを持つ人との学び
→様々な視点から考える機会に
③ 有権者として考える機会になる
→平和や安全保障の視点をまず考えることができる
→平和を考える機会が様々な課題につながるきっかけに
→それがゆえに投票行動に難しさを感じることも･･･

市民的非核・非戦論

石川 康子 （調布九条の会「憲法ひろば」）

市民的非核・非戦論

終わりの見えないウクライナ、ガザの戦争に加え、イスラエルのイラン攻撃という衝撃的なニュースが飛び込み、世界は100年前に逆戻りしたかのようです。被団協のノーベル平和賞受賞で一歩前進するかと思われた世界の非核化も何十歩も後退してしまいました。

1928 年のパリ不戦条約以来さまざまな軍縮会議を重ねても絶えることのなかった戦争に「不可能」の烙印を捺すかと思われたのが核兵器の出現でした。1955年のラッセル・アインシュタイン宣言（以下R.E宣言）は「私たちは人類に絶滅をもたらすかそれとも人類が戦争を放棄するか、というきびしく、おそろしく、そして避けることのできない問題」に直面していると指摘しています。

この宣言と呼びかけに応えて 1957 年 7 月カナダの寒村パグウォシュで開かれてからパグウォシュ会議と呼ばれる核兵器と戦争廃止のためのこの会議はずっと続けられ今年11月に第63回目が広島で開催されます。このように長期間にわたる会議は当然時々の政治情勢の影響を受けます。1991年ソ連崩壊までの世界情勢は東西対立が主軸でしたから「あれこれの国民や大陸や信条の一員としてではなく、その存続が疑問視されている人類、人という種の一員」として参加するというR.E宣言とは程遠く、それぞれの科学者が自国を代表するような議論に陥ることもしばしばでした。

そのためR.E宣言にも参加した湯川秀樹はじめ日本の科学者の間では「パグウォシュ会議が堕落した」という印象をもつ者もあり、R.E 宣言の原点に戻ろうということから（ソ連核実験再開やベルリン危機など国際情勢、安保闘争など国内情勢、1962年9月の大規模なパグウォシュ会議に招待されていた）科学者京都会議が 1962 年 5 月に　京都の天竜寺で 3 日間にわたり行われました。こ

こでは科学者の社会的責任が大きな問題となり、自然科学者だけでなく丸山眞男、久野収、江口朴郎など人文系の人も多数参加しました。

その後 1968 年に核兵器拡散防止条約が成立、1970 年に発効しましが、核抑止力論を前提としたこの条約は核保有国と非保有国の利害の対立、保有国間の駆け引きで、年々矛盾が露わになっています。被爆者の方々と世界中の反核運動の連携でやっと 2017 年に成立した核兵器禁止条約には、核保有国はもちろん、日本をはじめその核の傘の下にある国は参加していません。

一連の動きは「核兵器の出現で戦争は不可能になった」という認識から発しています。にもかかわらず戦争はなくならない。なぜか。日本国憲法の前文にあるように戦争は政府の行為だからです。戦争は市民によってしか止められないのではないでしょうか。

黒井秋夫さんという方をご存知ですか。「日本兵の PTSD」という問題をご自分の体験から訴えて最近メディアでも大きく取り上げるようになりました。その方のことをご紹介します。

1．遅すぎたけれどタイムリーだった被団協のノーベル平和賞繰り上げ受賞
2．国連憲章と日本国憲法
3．朝永振一郎の核抑止論批判
4．パグウォッシュ会議と科学者京都会議
5．核不拡散条約と核兵器禁止条約
6．非戦でしか非核は実現できない

スウェーデンのストックホルム国際平和研究所（ＳＩＰＲＩ）が16日発表した今年１月時点の世界の核弾頭数（推計）は次の通り。

	2024年	25年
米国	5328	5177(1770)
ロシア	5580	5459(1718)
英国	225	225(120)
フランス	290	290(280)
中国	500	600(24)
インド	172	180 (—)
パキスタン	170	170 (—)
北朝鮮	50	50 (—)
イスラエル	90	90 (—)
総数	12405	12241(3912)

(注)退役済みで解体待ちを含みます。
かっこ内は配備数(時事)

【参考文献】

湯川・朝永・坂田編著「**平和時代を創造するために**」岩波新書　1963

湯川・朝永・坂田編著「**核時代を超える**」岩波新書　1968

PTSD の復員日本兵と暮らした家族が語り合う会編「**PTSD の日本兵の家族の思いと願い**」あけび書房

日本国憲法第９条と平和の論理

佐貫　浩

日本国憲法第九条の意味を、今どう捉えるべきか、教育においてどう教え、学ばれるべきか、また子ども達はどうやって、九条を価値あるものとして把握できるようになるのだろうか。そのことを改めて、今日の事態の下で考えてみたい。

（一）日本国憲法第９条の今日的な価値

（１）1945 年の人類の到達点としての国連憲章と日本国憲法第９条

今、人類が 7000 万人超（第一次、第二次世界大戦による死者数７－9000 万人）の命の喪失体験（注 1）を経て到達した平和の国際的規範を、戦争の復活、武力による強国の世界支配という野蛮なレベルに引き戻し、世界を軍事力による支配秩序に引き戻すかどうかの岐路、瀬戸際にある。憲法第９条の規範と国連憲章の「国家の戦争の禁止」は一体のものである。世界は、国家が、軍事力を他国に対して行使する戦争を全面的に禁じるという協定を、国連憲章によって締結したのである（注２）。そして日本国憲法はその前文に「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と明記して、国連憲章の原則――「国家による戦争の禁止」、「違法化」に依拠して平和の実現を目指すことを宣言したのである。すなわち国連憲章に示された国際的規範に依拠した世界の平和を維持するという希望＝可能性を信頼して、９条を決定したのである。だから、国連憲章が世界で諸国家の規範として遵守されるということと、９条が現実的な平和の規範としてリアリティを持つということは深く結びついている。

改めて押さえておくべきことは、1945 年の戦後は、国家が戦争へ進むことを縛る国際規範の形成によって平和を切り開こうとしたということである。しかし今、その歯止めが取り払われ、大国が進んで軍事力によって自己利益を獲得しようとし、戦争を拡大し、国民をそこに動員しようとしている。ロシアによる軍事侵略、イスラエルのガザ攻撃、中国の台湾併合を意図した軍事的挑発、北朝鮮によるミサイルの脅威、等々。加えてこの間に、イスラエルによるイランへの、核施設へのミサイル攻撃を含む軍事攻撃、トランプによるイラン攻撃など、歯止めなく「国家による戦争」が軍事強国の恣意的利益を理由として発動されるに至っていることは、歯止めを失った人類の理性の底なしの崩壊ともいうべき事態である。それはまた、軍事力によらなければ平和は守れないという世論を生み出しつつある。九条の「危機」は、国連憲章の規範の「危機」と連動しているのである。だから、国連憲章と憲法９条の規範とを深くつながったものとして把握し、世界の軍事化への危機に対抗する＜「国連憲章」＋「９条」＞という認識を、人類史の進歩の重要な到達点として、今日本が、そして世界が再把握できるかどうかが問われているのである。この国連憲章は、戦後における人類の平和への願いを支える拠点であり続けた。今それを手放すことは絶対に許されない。

(2)現代の戦争技術からして戦争の廃止以外に選択はないというリアルな理性的判断

国家による戦争の廃止は、素朴に理性的に判断するときに、それ以外の結論はあり得ないものとして、今、世界が選択すべきものとなっている。軍事力によって領土や民族の利益や主義・主張を押し通そうとすれば、無限に戦争が拡大し、人類は破滅に至るほか亡くなる。ウクライナやガザの戦争は、そのことを日々、悲惨な映像を通して訴えかけている。ジェノサイドの悲惨、子どもの命が奪われる理不尽、核兵器が使用されたときに生じるであろう壊滅的なカタストロフィー。あるいはドローンによる無人攻撃――人間が殺人において感じる恐怖や反省が失われた機械や、ロボットやAIによる殺人の恐ろしさ。そして軍事力に勝るものが自己の利益を暴力で押し通すという理不尽。やがて世界は、軍事力以外に関係を規律する規範がない恐ろしい世界へと変質していく。世界は、共通の課題――地球温暖化の危機、格差・貧困の拡大、食料危機、難民の大量発生と土地争奪の争いの拡大、等々――に取り組む理性、話し合いを失い、訪れる地球的危機に対して軍事力によって自己だけの有利なサバイバルを図り、国と国、民族と民族が破滅的軍事衝突に至るほか亡くなる。SFやロボットによる殺戮戦争が展開する未来の人類の姿――テレビやアニメで展開する未来像が、実際の人類史として出現して良いのか。戦争に熱中することで、人類が直面する世界的危機に対処する共同の熱意と努力を放棄して良いのか。現に今、そういう共同の破壊と後退へと向かいつつある。とするならば、国家の戦争の廃止という規範は、今こそ世界的規範として再確立されなければならない。

軍事の拡大する国家と軍事をもたない国家との違いは、全く異なった国家像、国民の生活像と結びついている。軍事体制は、軍産学共同体の肥大化、福祉の後退、表現の自由や学問の自由の剥奪、戦場における殺戮戦争への国民の動員、軍事国家体制への一体化のナショナリズムの推進、報道の自由の制限、何よりも多大な人命の剥奪――この決定的な無駄、浪費、悲劇、精神の破壊、等々が避けられない。1945年に、日本は、一旦はそういう選択を平和の方法に向けて決断したのである。特にヒロシマ、ナガサキを経験した日本は、核兵器廃絶という人類の選択を先駆けて示したのである。憲法第 9 条はそのような意味での平和国家形成の基本方法として選び取られたものなのである。

（3）日本の戦争反省としての第９条の世界、東アジアへの誓い

憲法第９条は、アジアの二千万人の民衆を死に追いやった侵略を行ったことへの、国家としてのアジア世界への謝罪と平和への決意の表明であった。日本のアジアへの侵略戦争への根底的な反省として、日本が再びアジア諸国への戦争を仕掛けないこと、戦争のための軍隊を持たないことを世界に約束したのが憲法第９条であった。それなしには日本は世界に受け入れられない事態の中で、その平和国家への決断と反省が、1945年後の日本の出発点となったのである。（注3）

だから、九条の意味を捉えるには、アジア太平洋戦争を、310万人の日本人がアメリカなどによる空襲や原爆によって命を奪われた戦争という一面的な把握ではなく、日本がアジアの2000万人の命を奪った戦争として捉える歴史認識が不可欠なのである。しかし今日、多くの日本人の歴史認識において、さらにいえば平和教育においても、ほとんど加害の側面が消し去られてしまっている。いや、そもそも310万人の日本人の命が奪われた責任が日本の侵略戦争政策、そして日本政府にあ

ったという認識も、消えてしまいつつあるのである。日本の侵略戦争が、日本をどれほど無残に破滅させたかを思い起こす必要がある。自民党の西田昌司参院議員は、沖縄戦は「日本人（沖縄県民）が日本人のために戦った戦争」だとし、沖縄の民衆の死を間違った戦争の犠牲者だとする把握を「東京裁判史観」だと批判し問題になっている（注4）。しかし、日本の侵略戦争は天皇や軍部や財界の利益のためではあっても、決して日本国民の利益のためではなかったのである。そのような歴史認識をもってこそ、憲法第９条は、平和のための原点として把握できるのである。

私たちは、ウクライナ侵略やガザへのジェノサイド攻撃の「原因」を探る中で、それらが、ロシアやウクライナ、イスラエル、パレスチナなどの国民･民族が体験してきた差別や殺戮、悲劇の歴史、その癒されない記憶が、新たな戦争を起動させる大きな要因として働いていることに改めて気づかされてきた。そして今、日本の国民もまた、アジアの人々を絶望に追いやった歴史を背負っていることをほとんど忘却し、日本の軍事力増強を民族の権利であるかに考えることが日常感覚化しつつあることに強い危惧を覚える。過去の歴史を忘却し、他国を侵す軍事力を持つ国家は必ず自国民と他国民の双方を絶望と破滅へ向かわせる。ロシアが自国民数十万人を死に追いやることで、まさに今そういう事態に陥りつつある。歴史認識の形成に対して教育は多大な責務を背負っている。その意味で学校教育における平和教育は、国民と世界の運命を担った責務となっている。

以上の視点に立つならば、まさに、国連憲章の「国家の戦争の違法化」の規範と一体のものとして、憲法第９条の精神を、今、世界のすべての国家が目指すべき規範として、そして日本がそれを先頭に立って主張すべき規範として掲げなければならないものとなる。

（二）９条は本当に力を持つのか――日本国憲法の提起する平和の力とは何か

今、日本国憲法第９条は、国連憲章の「国家の戦争の違法化」とセットになって、世界平和を作り出す強力な方法、力になるということを述べてきた。しかしそれに加えて、平和の方法が国家を動かし、世界を動かす力を持っているということを、改めて子どもが理解し、確信とすることが必要となっている。

飛躍した言い方に聞こえるかもるかもしれないが、言葉こそが、平和の力を生み出すのである。その言葉の力を展開させるのがコミュニケーションであり、表現はそのコミュニケーションの空間＝場に自己の力を参加させる方法である。そしてこのコミュニケーション空間において、議論をし合意を形成していく重要な方法が民主主義である。さらに言えば、このコミュニケーションによる議論によって、人々が共同して生きる方法を選び決定していく国家の制度が「議会政治」「民主主義政治」であり、それが人類が長い苦闘の末に発見した平和の方法としての政治なのである。

この平和のための国家的制度としての「政治」の力、規範力はいったいどこから来るのだろうか。もちろん、それを壊し、否定して、国家の政治を破壊する行為に対しては憲法に依拠して国家の暴力装置による制裁が加えられ、制圧される。しかし規範力そのものは、その暴力装置によって与えられるものではなく、政治に参加するための「声＝表現」――より正確に言えば、政治を作る権利を持つひとり一人の意思の表明――が作り出すものである。表現をもって人々が参加し、議論するコミュニケーションの場は、人間が使用する言葉への信頼と社会的合意を可能にする規範が共有された公共性空間を生み出す。その公共性空間に組み込まれた規範力こそが人々を規律し、民主主義

による政治がそこに立ち上がるのである。強者＝支配者が自らの意思を国民に押しつける支配の政治が「市民革命」によって変革されたとき、国家の「政治」は、国民のひとり一人がその規範空間に「言葉」（意思表明と価値選択、自己の意思の表明）を注ぎ込んで作り出す社会的共同と合意形成の場へと組み変えられたのである。そして、この「政治」の主体になることによって、人々は、国民は、個々人は、平和の方法によって社会を作り、変革し、自らが生きる関係性の主体（主権者）として自己実現できるようになったのである。そしてそのことによって、暴力を封じ込め、平和の方法で共に生きる仕組みとしての「政治」を――それを壊すものを許さない強制的規範力を伴った――を手に入れたのである。（注５）

しかしにもかかわらず、現代の政治制度が個々人に与えるはずの個の表現の力に信頼して社会と世界を作り出し、自己実現できるという確信が、なかなか獲得できない。それはなぜか。その一つの大きな原因は、言葉の力――平和の規範を生み出す力――を奪われているからではないか。

子ども達は、言葉＝表現の力によって、自己を主張し、他者に働きかけ、自己実現の場を切り開けるとは、ほとんど考えていない。自分の願いや要求が、他者に聞き取られ、誠実な願いとして他者に共感される場があると実感したこともほとんどない。強いものに従い、支配的圧力空間に同調したことを示す表現や態度を孤立しないために演じ、自己の固有性と個性をその自己表現から取り除くことに懸命となる。表現は、もはや自己の意思による他者や社会への働きかけとしての主体性を奪われる。いじめや暴力や非人間的同調を強いられ、他者を支配する方法の獲得に汲々とする生き方を求められる。自己の本心に共感し、共に生きてくれる他者を見いだすことも困難となる。表現によって、自己の尊厳を守り、共に生きる人間的関係を作り出そうとする力、他者と共同して人間の正義を実現しようとする方法も希望も奪われていく。したがってまた自己の表現が、平和の方法を生み出す根源的な力をもつということも実感できなくなる。そして競争的な学習空間からは、テストの成績、学力の高さ（偏差値）が人間の力の指標だというメッセージが絶えず注がれている。これでは表現による平和的な力が世界を作るという見通しも読み取れるはずがない。自分の最も人間的で平和的な力が、表現によって生み出されるという実感も形成されようがない。学校教育の場の論理が、平和教育の根本的な目標である平和の力と方法を獲得させることを困難にしているのである。また平和的な方法としての政治によって、この社会の主権者となることができるという見通しも確信できないままに終わる。こういう性格の学びの空間を土台にしていては、平和の力、９条の意味やその力のリアリティの把握も、困難とならざるを得ない。

その点で、憲法第九条の価値を捉えるためにも、憲法が、平和の力についての新たな位置づけをしたものであることを改めて理解する必要がある。日本国憲法が私たちに与えている力とは、表現の力なのだという点である。日本国憲法が平和憲法だということを、個に与えられた「表現」の力によって――暴力ではなく「表現」という平和的な方法で――問題を解決していくことを、私たちの行動と実践の規範とすることを求め、保障しているという性格においてとらえる必要がある。その平和の力が、社会と世界と自己を作る最も強力な力として働くことができる条件を、正義として規定したのが、日本国憲法なのである。しかしその平和の方法への確信をもつためには、この「表現」という平和的な力こそが最も強力な私たちの力なのだという確信を教室の中に立ち上げる必要がある。コミュニケーションの中に自己の人間としての思いを注ぎ込む方法を獲得し、その力によって問題を解決し、自己を実現すること、その方法への確かな確信を、学校の中で、子どもの生き方にお

いて獲得させる必要がある。またそのためには、絶対に表現を暴力によって抑圧し、奪うことは許されないという正義の感覚が不可欠となる。今日、暴力と平和の二つの方法が激しく対抗する中で、日本国憲法を、平和の論理――平和の方法によって、日々の生活、人と人との関係、そして国家間の関係を作り出す不法とする論理・規範――を選択した、世界の最先端にある平和のための憲法として捉えることが必要である。そしてその方法と力を教室で、学びの空間で実証することが、学校教育の課題＝責務なのではないか。

日本国憲法第九条が、そして日本国憲法そのものが、以上のような視点から、改めて、今こそ再把握されるべき平和の規範として存在している。そのことを子ども達の確信にし、生き方の方法として獲得させる平和教育を進めていきたい。

（注 1）　世界大戦における死者数については、ウイキペディアの「第二次世界大戦」の記述による。

（注 2）　国連憲章第２条第３項には「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないよう解決しなければならない。」、４項には「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない多のいかなる方法によるものも慎まなければならない」と記している。

（注 3）　９条の最初の提案者は、日本の幣原喜重郎首相であるという実証を伴った主張を、堀尾輝久氏は、精力的に展開している。堀尾輝久『地球時代の平和への思想』本の泉社 2023。

（注 4）　西田昌司「『ひめゆりの塔』発言訂正の真意」『正論』2025 年 7 月号。

（注 5）　個の公共性概念の把握、またコミュニケーションの性格の把握は、ユルゲン・ハーバーマスの理論に依拠している。藤沢賢一郎 ほか訳『コミュニケーション的行為の理論』（上・中・下）未来社、細谷貞雄訳『公共性の構造転換』未来社、等参照。

シンポジストのプロフィール

堀尾　輝久

東京大学名誉教授。フランス「教育文化功労賞」パルムアカデミー賞受賞。子どもの権利条約市民 NGO の会代表。９条地球憲章の会代表。日本教育学会会長、日本教育法学会会長、総合人間学会会長、日本学術会議会員、世界教育学会評議員など歴任。著作『地球時代と平和への思想』『人間形成と教育』『人権としての教育』『ピース・ブック』『自由な人間主体を求めて』その他多数

河上 暁弘

広島市立大学広島平和研究所教授。著作など『日本国憲法第９条成立の思想的淵源の研究―戦争非合法化論と日本国憲法の平和主義』「核戦争の危機と自治体の役割―対案としての核兵器禁止条約の意義と自治体」「核兵器禁止条約の歴史的発効、被爆広島から見る課題」「地方自治からみた憲法と平和」「外交権の平和憲法的統制」その他多数。

児玉 洋介

東京総合教育センター所長。「東京都平和祈念館（仮称）」建設をすすめる会代表世話人/事務局長として、都議会で凍結された東京都立の平和記念館建設に向けた合意づくりの運動をすすめている。他に、国連に日本の子どもの権利状況を届ける「子どもの権利条約市民・NGO の会」の代表世話人/事務局長、不登校の親の会の全国組織「登校拒否・不登校問題全国連絡会」の世話人代表など。９条地球憲章の会世話人・事務局。

鳥海 太佑

慶應義塾大学総合政策学部２年生、東京学生平和ゼミナール運営委員、2022 年度東京高校生平和ゼミナール実行委員長や 2024 年原水爆禁止世界大会東京学生ツアー実行委員長などを経験。援助した教員は沖村民雄氏で、高校生平和ゼミナール全国連絡センター顧問、全国民主主義教育研究会。原水爆禁止運動から生まれた「高校生平和ゼミナール」の創設期から現在まで支えている。

石川 康子

市民　調布憲法ひろば　世話人。市民として平和の実現にむけてできることを模索し、憲法を生かし実現する活動や、平和を求める歌を歌うサークル活動など。日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決をめざす国の在り方を転換しようとすることは許すことはできないと、日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなごうという運動をしている。

佐貫　浩

法政大学名誉教授。平和・国際教育研究会会長。著作など『平和を創る教育 ― 平和と人権のための教育学試論』『平和的生存権のための教育　暴力と戦争の空間から平和の空間へ』『生き方を創造する平和教育』『戦争違法化と日本国憲法第９条』『「暴力戦略」から「平和戦略」へ』「教室の暴力の文化と平和の文化―教育における平和の文化を構想する」その他多数。

連絡先

９条地球憲章の会事務局　9.globalpeace@gmail.com

HP　https://www.9peacecharter.org/

FB　https://www.facebook.com/9peacecharter/